

## 重要事項説明書（指定介護予防支援等）

### 1 当法人の概要

|               |                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 名称・法人種別       | 名 称 社会福祉法人京都福祉サービス協会<br>法人種別 社会福祉法人                           |
| 代表者名          | 理事長 宮路 博                                                      |
| 主たる事務所所在地・連絡先 | 京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番 5<br>電話 075 - 406 - 6330 FAX 050-3153-1502 |
| 業務の概要         | 施設福祉サービス，在宅福祉サービス，児童福祉サービス，<br>相談サービス，研修事業等。                  |

### 2 事業所の概要

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 事業所名     | 京都市紫野地域包括支援センター指定介護予防支援事業所                           |
| 所在地      | 京都市北区紫野西野町 15 番地<br>電話 075-494-3346 FAX 075-493-5699 |
| 事業所番号    | 2600100057                                           |
| 管理者・連絡先  | 管理者 吉田 栄子 連絡先 075-494-3346                           |
| サービス提供地域 | 京都市北区 紫野学区，楽只学区，柏野学区                                 |

### 3 当センターの方針等

- (1) 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、障害者支援サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的の実施します。
- (7) 指定介護予防支援等において身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を原則禁止し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

- (8) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (9) 指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。
- (10) 指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的の実施します。(感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。)
- (11) 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等（以下「基準等」という。）を遵守します。

#### 4 事業所の職員体制等

| 職種         | 資格                        | 員数等                                                |
|------------|---------------------------|----------------------------------------------------|
| 管理者        | 主任介護支援専門員                 | 常勤兼務職員 1 名（主任介護支援専門員及び当地域包括支援センターの介護予防マネジメント業務を兼務） |
| 保健師等       | 地域保健等の経験のある看護師（兼 介護支援専門員） | 常勤兼務職員 1 名（当地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務を兼務）          |
| 主任介護支援専門員等 | ケアマネジメンタリーダー養成研修修了者       | 常勤兼務職員 1 名以上（当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務を兼務）     |
| 社会福祉士等     | 社会福祉士                     | 常勤兼務職員 1 名（当地域包括支援センターの権利擁護・総合相談業務を兼務）             |
| 介護支援専門員    | 介護支援専門員                   | 常勤職員 2 名 常勤兼務職員 1 名（高齢者福祉施設紫野の業務を兼務）               |

#### 5 営業日・営業時間

|         | 営業時間                    |
|---------|-------------------------|
| 月曜日～日曜日 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |

※ 12 月 29 日から 1 月 3 日は休業します。

#### 6 利用料金

##### (1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援の利用料金は、下表のとおりです。(1 単位単価＝10.7)

ただし法定代理受領のため、利用者の負担は発生しません。

|             | 単位(1月につき) | 備考                                    |
|-------------|-----------|---------------------------------------|
| 介護予防支援費     | 442 単位    |                                       |
| 初回加算        | 300 単位    | 新規に利用を開始する月に加算されます。                   |
| 居宅委託事業所連携加算 | 300 単位    | 指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所へ委託する初回に限り加算されます。 |

イ 介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦(1)の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。)

ウ 前記2のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

(2) 第一号介護予防支援事業

利用料金は発生しません。

7 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、利用者は、当センターに対して、複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

8 医療機関との連携

(1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

(2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

9 指定介護予防支援等の委託

(1) 当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

- ① アセスメントの実施
- ② 介護予防ケアプランの原案の作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
- ⑤ 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
- ⑥ モニタリングの実施
- ⑦ 介護予防に係る効果の評価

- ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務
- ⑨ 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- ⑩ その他

(2) 当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

## 1 0 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、関係機関及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

## 1 1 人権の擁護及び虐待防止

事業所における利用者の人権擁護及び虐待防止に係る最高責任者を理事長とし、事業所内に責任者を定めるとともに、責任者に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。責任者は利用者に対する虐待を防止するために、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 1 2 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について、当センターはサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、書面だけでなく電磁的記録も含めて、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について当センターは、以下のア～エにおいて、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、以下のア～エにおいて、予め文書で同意を得ない限り用いませぬ。

ア サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用し、利用者、家族が参加する場合）

イ 介護予防サービス事業者等との連絡調整

ウ 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託

エ 利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

(3) 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録含む）については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

## 1 3 相談窓口、苦情対応

(1) サービス内容に関するご相談や苦情等がありましたら、施設の受付窓口（相談員）に申し出てください。迅速かつ適切に対応いたします。（文書や電話等でもお受けします。）

京都福祉サービス協会では、中立的・客観的な立場から、助言または解決策の提示を

行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事業所苦情相談窓口              | 電話番号 075-494-3346<br>FAX番号 075-494-5699<br>相談員（責任者）吉田 栄子<br>対応時間 午前8時30分から午後5時30分                                                                                                                                                                                                   |
| 苦情解決のための<br>第三者委員会 相談窓口 | 電話番号 075-406-6335 FAX 050-3153-1502<br>受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時<br>（土・日曜日、祝休日及び12月29日～1月3日を除きます。）<br>※ 電話が留守番電話に切り替わる場合は、ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員からご連絡致します。<br>※ 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先<br>〒604-8872<br>京都市中京区壬生御所ノ内町39番5<br>社会福祉法人京都福祉サービス協会<br>苦情解決のための第三者委員会（事務局：調整室） |

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

|                         |                                                                               |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 京都市北区役所<br>健康長寿推進課      | 所在地 京都市北区紫野東御所田町33-1<br>電話番号 075-432-1438<br>FAX番号 075-432-1590               |
| 京都府健康福祉部<br>介護・福祉事業課    | 所在地 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町<br>電話番号 075-414-4671<br>FAX番号 075-414-4572             |
| 京都府国民健康保険団体<br>連合会（国保連） | 所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内<br>電話番号 075-354-9090<br>FAX番号 075-354-9055 |

【説明確認欄】

年 月 日

指定介護予防支援等に係る契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

事業者 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

代表者名 理事長 宮路 博

説明者氏名

指定介護予防支援等に係る契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_

[ 代理人又は立会人  
氏名 ]

【個人情報使用同意欄】

年 月 日

サービス担当会議、介護予防サービス事業所等との連絡調整及び指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託並びに私が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整に必要な範囲において、私及び私の家族の個人情報を使用することに同意します。

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_

[ 代理人又は立会人  
氏名 ]

(家族) 氏名 続柄

【委託同意欄】

年 月 日

指定介護予防支援等の一部を委託することについて、委託する業務の内容及び委託する指定居宅介護支援事業者の説明及び私の意向の聴取を受け、次の指定居宅介護支援事業者に委託されることに同意します。

|         |  |
|---------|--|
| 法人の名称   |  |
| 事業所の名称  |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所の連絡先 |  |

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_

[ 代理人又は立会人  
氏名 ]